

(1 1)

箕面栗生第二住宅管理組合 清掃業務就業規程

(総 則)

第 1 条 箕面栗生第二住宅敷地内（市道、公園を除く）の清掃業務に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第 2 条 この業務は良好な住環境の整備に寄与することを目的とする。

(業務内容)

第 3 条 住宅敷地内の棟前道路、屋外階段、集会所内外ならびに緑地等の清掃を行う。

(業務従事者)

第 4 条 原則として、栗生第二住宅居住者を対象として募集し、選考により理事会が決定する。

(定員数)

第 5 条 毎年、必要に応じ理事会が定める。

(契約期間)

第 6 条 1年間とする。（3月1日から2月末日まで）再任は妨げない。

(勤務条件)

- 第 7 条 ① 勤務日 週 4 日 毎週水、土、日および祝祭日を除く。
(年末年始、盆休みについては別途協議する。)
- ② 勤務時間 午前 9 時から午後 4 時まで。休憩時間は 1 時間とする。
- ③ 報 酬 時間給 9 0 0 円
- ④ 報酬支払日 毎月末
- ⑤ 社会保険には加入しない。

(定年制)

第 8 条 満 6 5 歳とする。（誕生日の属する年度の最終日を契約期間満了日とする。
但し、経過措置として、平成 2 3 年度を 7 0 歳とし、以下 6 5 歳まで順次、
1 年毎に退職年齢を引き下げる。)

(規程の変更)

第 9 条 この規程は、理事会の決議を経て変更することができる。

(付 則) この規程は平成 2 3 年 3 月 5 日から施行する。